

許可証等の電子交付開始に伴う留意点

- 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部改正に伴い、産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可申請について、従来の紙による許可証等の交付のほか、電子メールでの交付（交付）が可能となりました。
- この運用開始に伴い、「令和5年7月1日（土）」以降に産業廃棄物処理業の許可申請を行う場合には、別添意向確認書の提出を行うとともに、電子交付の場合に削減されるコストの実費相当額を減額した手数料が創設されたため、電子交付の場合には、別記料金表の金額を納付いただきます。
- 電子交付の場合、許可証を電子データ（PDFファイル）で交付することになります。
- 許可証等の電子交付は、「令和5年7月1日（土）」の申請分から対象となります。
それ以前にご申請いただいた分については、従来の紙交付のみとなります。
- 行政書士等の代理人を通じて申請を行う場合、代理人の方が許可証等を電子交付の受領を希望する場合には、代理人の方のメールアドレスを意向確認書に記載願います。
- 申請から交付までの間に交付方法に係る意思が変わった場合（紙⇄電子）について、当初電子交付を希望していた場合に、後で紙交付を希望した場合、実費相当額（150円）をお支払いいただくことで対応いたしますが、当初紙交付を希望していた場合に、後で電子交付に希望した場合には、既に納められた手数料を返還することはできませんのでご了承願います。
- 特に許可申請を郵送申請で行い、手数料を茨城県収入証紙で納める場合、茨城県収入証紙を許可申請書に貼付した上で送付していただく必要がございます。
電子交付を希望しているにもかかわらず紙交付の手数料額に相当する茨城県収入証紙が貼付されていた場合、原則として超過分（150円）を返還することはできませんので注意願います。
- また、許可証等の交付後には、交付方法の変更に一切応じることはできませんので併せてご了承願います。